

令和8年1月28日

指名停止措置について

上市町建設工事等指名停止要領に基づき、次のとおり指名停止措置を行った。

1 指名停止対象業者

【商号】株式会社トーニチコンサルタント

【所在地】東京都渋谷区本町一丁目13番3号

2 指名停止理由

富山県を含む特定地方公共団体が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもの。

このことは、「上市町建設工事等指名停止要領」第3条別表第2（11）に該当する。

3 指名停止期間

令和8年2月1日から令和8年3月31日まで（2カ月）